

正しく守って交通安全
自転車の安全運転

春になり、自転車利用者が増える4～5月の2カ月間は、「自転車の安全利用推進運動」の強調月間です。
自転車を安全に利用するために、次の自転車安全利用五則を守りましょう。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

道路交通法上、自転車は軽車両に分類される車の仲間です。歩道と車道の区別があるところでは車道の左端を通行するのが原則です。

③歩道は歩行者優先で車道よりを徐行

「自転車通行可」の道路標識がある場合や、自転車の運転者が13歳未満もしくは70歳以上の場合などは歩道を通行できますが、通行する際はすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の進行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。

④安全ルールを守る

3年以内に飲酒運転や信号無視などの危険行為により、2回以上摘発された者には「自転車運転講習」の受講が命じられます。受講しなかった場合、最大で5万円以下の罰金が科せられます。

⑤子どもはヘルメットを着用

13歳未満の子どもの自転車の乗車させる際には、乗車用ヘルメットを着用させましょう。

自転車保険に加入しましょう

昨今、自転車による事故が増加しています。数千万円以上の損害賠償に発展するケースもあるため、安全利用を心がけるとともに、年に一度は点検・整備を受け、TSマーク（自転車向け保険）などの保険に加入しましょう。



問 市民共動課 環境生活班 ☎ 30-0224



高齢者福祉タクシー利用券を交付します

在宅で暮らす高齢の方の経済的負担軽減と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

助成内容 1枚500円の利用券を1カ月あたり2枚交付します。

利用方法 1回の乗車につき1枚利用できます。

対象 ①80歳以上のひとり暮らしの方

②65歳以上の高齢者のみで暮らしている80歳以上の方

※重い障がいを持つ方に交付している福祉タクシー券の交付を受けている方や、本人・同居している家族が自動車やオートバイを所有している方、介護保険施設等に入所の方は対象外です。



利用できる期間 平成30年3月31日まで

申請場所 長寿支援課 長寿生活班（福祉保健センター内）
必要なもの 認め印
※代理申請される場合は、代理者の認め印もご持参ください。

問 長寿支援課 長寿生活班
☎ 30-0234

家族介護相談会

介護の困りごと、悩みごとを相談員が伺います。
ご利用しやすい日時、会場にお越しください。

日時 4月8日（土）13時～15時
場所 十和田市民センター

日時 4月22日（土）13時～15時
場所 福祉保健センター

問 鹿角市地域包括支援センター
☎ 30-0103

平成29年度認知症カフェ運営補助金申請団体募集

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本人およびその家族、地域住民など誰もが気軽に集うことができる「認知症カフェ」を自主的に運営する取り組みを支援するため、その活動を行う団体に補助金を交付します。

募集期間 4月1日（土）～28日
補助率 10分の10、上限30万円

※対象団体など、詳細については、地域包括支援センターに備えている「申請の手引」をご覧ください。

問 鹿角市地域包括支援センター
☎ 30-0103

介護保険制度説明会

日時 4月21日（金）10時～11時
場所 福祉保健センター会議室

問 長寿支援課 長寿生活班
☎ 30-0234

有害鳥獣駆除の担い手を確保

狩猟免許取得の費用を助成します

市では農作物等の被害防止のため、鹿角市猟友会に委託し、熊やカラス等の駆除を行っています。
新たに狩猟免許を取得し鹿角市猟友会に入会される方に対して資格取得費用の助成を行います。

▶対象者

- ①本市に住所を有する20歳以上の方で市税等を滞納していない方
- ②免許取得後、鹿角市猟友会に入会することを確約できる方

▶補助額

免許取得に要した費用の10分の9以内
※銃本体および保管庫等の購入代金は対象外です。

▶申請方法

農林課に備え付けの申請用紙にて申請手続きを行ってください。

▶申請期限 5月10日（水）

※有害駆除、鳥獣保護等についてもお問い合わせください。

問 農林課 農地林務班 ☎ 30-0246

熊の被害防止を目的とした

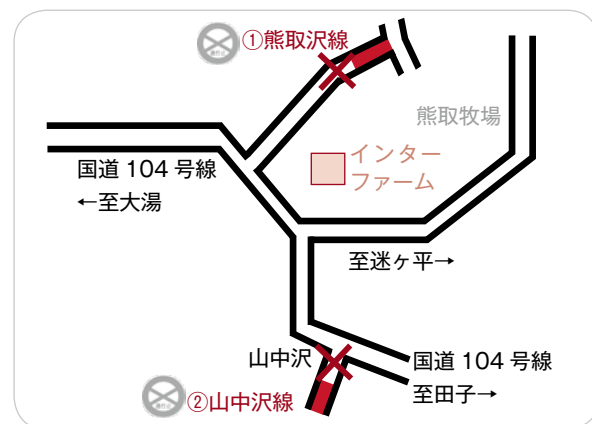
市道の交通規制

昨年、十和田大湯熊取平の山中で、山菜採りを目的とした入山者が熊に襲われ死亡する、大変痛ましい事故が連続して発生しました。

同地域においては、いまだ安全の確保に至っていないことから、今年度も事故を防ぐことを目的に、下記市道について交通規制を実施します。

皆さまにはご不便をおかけしますが、人命を第一とした対応ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

▶通行禁止期間 4月1日（土）～11月15日（水）



問 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

※平準化の例

平成28年度（年間保険料額70,800円）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
20,000円	20,000円	20,000円	3,600円	3,600円	3,600円

平成29年度（年間保険料額70,800円と仮定した場合）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
3,600円	3,600円	3,600円	20,000円	20,000円	20,000円

6・8月で調整

◆平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
3,600円	15,900円	15,900円	11,800円	11,800円	11,800円

問 長寿支援課 長寿生活班
☎ 30-0234

介護保険料の特別徴収（年金引き去り）の仮徴収額を調整します

世帯構成や所得の変更に伴い、仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）に大きな差が生じている方については、特別徴収される額が年間を通じて、できるだけ均等になるよう、6月と8月の保険料の仮徴収額を調整（平準化）します。